

## 第2 春緑苑ヘルパーステーション（障害者総合支援法）運営規程

### （事業の目的）

第1条 社会福祉法人恩賜財団愛知県同胞援護会が開設する第2 春緑苑ヘルパーステーション（以下「事業所」という。）が行う障害者総合支援法に規定する居宅介護（以下「事業」という。）は、当該居宅介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所のサービス提供責任者及び訪問介護員（以下「従業者」という。）が、支給決定を受けた利用者及び障害児（以下「利用者」という。）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

### （運営の方針）

第2条 事業所の従業者は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄、及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談並びに助言及びその他生活全般にわたる援助を行うものとする。

2 事業所の従業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供を行う。

3 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### （事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 第2 春緑苑ヘルパーステーション
- (2) 所在地 春日井市下津町 500 番地

### （従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（常勤）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) サービス提供責任者 1人以上

サービス提供責任者は、事業所に対する指定居宅介護の利用申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、居宅介護計画の作成等を行う。

- (3) 訪問介護員等 2.5人以上（常勤換算）

訪問介護員等は、事業の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。  
ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時から午後7時までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容及び主たる対象者)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 居宅介護
  - ア 身体介護
  - イ 家事援助
- 2 事業所において事業を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。
  - (1) 身体障害者
  - (2) 知的障害者
  - (3) 障害児

(利用者から受領する費用の額)

第7条 指定障害者福祉サービスを提供した場合の利用料の額は、告示上の額とし、当該指定障害者福祉サービスが法定代理受領サービスであるときは、市町村が定める月額負担上限額の範囲内において利用者負担額の支払いを受けるものとする。

- 2 第8条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護に要した交通費は、次のとおり徴収する。
  - (1) 事業所の実施地域を越えた地点から片道10km未満 500円
  - (2) 事業所の実施地域を越えた地点から片道10km以上 1,000円
- 3 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその扶養義務者に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、春日井市内の中部、柏原、知多、東部、南城、味美、西部、松原及び鷹来中学校区とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従業者は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずると共に、管理者に報告しなければならない。

(虐待の防止のための措置)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営についての留意事項)

第11条 事業所は、利用者に対して適切な事業を提供するため、従業者の勤務体制を整備するとともに、従業者の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用時
- (2) 継続研修 年2回

2 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持する。

3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人恩賜財団愛知県同胞援護会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(平成18年9月7日改正)

この改正は、平成18年9月1日から適用する。

(平成19年4月1日改正)

この改正は、平成19年4月1日から適用する。

(平成 20 年 1 月 23 日改正)

この改正は、平成 20 年 1 月 23 日から適用する。

(平成 20 年 12 月 1 日改正)

この改正は、平成 20 年 12 月 1 日から適用する。

(平成 21 年 1 月 1 日改正)

この改正は、平成 21 年 1 月 1 日から適用する。

(平成 21 年 3 月 25 日改正)

この改正は、平成 21 年 3 月 25 日から適用する。

(平成 21 年 4 月 20 日改正)

この改正は、平成 21 年 4 月 20 日から適用する。

(平成 21 年 6 月 1 日改正)

この改正は、平成 21 年 6 月 1 日から適用する。

(平成 21 年 10 月 14 日改正)

この改正は、平成 21 年 10 月 14 日から適用する。

(平成 22 年 3 月 15 日改正)

この改正は、平成 22 年 3 月 15 日から適用する。

(平成 22 年 4 月 1 日改正)

この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

(平成 22 年 9 月 13 日改正)

この改正は、平成 22 年 9 月 13 日から適用する。

(平成 23 年 7 月 1 日改正)

この改正は、平成 23 年 7 月 1 日から適用する。

(平成 23 年 11 月 1 日改正)

この改正は、平成 23 年 11 月 1 日から適用する。

(平成 23 年 12 月 17 日改正)

この改正は、平成 23 年 12 月 17 日から適用する。

(平成 24 年 2 月 1 日改正)

この改正は、平成 24 年 2 月 1 日から適用する。

(平成 24 年 3 月 1 日改正)

この改正は、平成 24 年 3 月 1 日から適用する。

(平成 24 年 4 月 1 日改正)

この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

(平成 25 年 1 月 1 日改正)

この改正は、平成 25 年 1 月 1 日から適用する。

(平成 25 年 4 月 1 日改正)

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。  
(平成 26 年 4 月 1 日改正)

この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。  
(平成 26 年 6 月 1 日改正)

この改正は、平成 26 年 6 月 1 日から適用する。  
(平成 26 年 10 月 1 日改正)

この改正は、平成 26 年 10 月 1 日から適用する。  
(平成 27 年 4 月 1 日改正)

この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。  
(平成 27 年 4 月 27 日改正)

この改正は、平成 27 年 4 月 27 日から適用する。  
(平成 27 年 6 月 1 日改正)

この改正は、平成 27 年 6 月 1 日から適用する。  
(平成 27 年 10 月 1 日改正)

この改正は、平成 27 年 10 月 1 日から適用する。  
(平成 29 年 3 月 1 日改正)

この改正は、平成 29 年 3 月 1 日から適用する。  
(平成 29 年 4 月 1 日改正)

この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。  
(平成 29 年 5 月 1 日改正)

この改正は、平成 29 年 5 月 1 日から適用する。  
(平成 29 年 11 月 13 日改正)

この改正は、平成 29 年 11 月 13 日から適用する。  
(平成 30 年 6 月 1 日改正)

この改正は、平成 30 年 6 月 1 日から適用する。  
(平成 30 年 10 月 1 日改正)

この改正は、平成 30 年 10 月 1 日から適用する。  
(令和 2 年 6 月 1 日改正)

この改正は、令和 2 年 6 月 1 日から適用する。  
(令和 3 年 4 月 1 日改正)

この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。  
(令和 4 年 1 月 1 日改正)

この改正は、令和 4 年 1 月 1 日から適用する。  
(令和 4 年 4 月 1 日改正)

この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

